

「給付付き税額控除」に関する要請事項

現在、「給付付き税額控除」に関する国と地方の協議の場において、所得に連動したきめ細かな給付制度の導入に向けた議論が行われているが、各市長からは、制度の具体が十分に見えない中で、議論が拙速に進められ、制度の実施に伴う事務負担や財政負担を求められることについて、多くの不安や強い懸念の声が上がっている。

今回の新たな給付制度は、都市自治体における財政運営にも極めて大きな影響を及ぼすものであり、事務の執行はもとより、制度の実施によって、地方が提供する社会保障サービスをはじめとする各種行政サービスに影響が及ぶことのないよう、国においては、地方の行財政運営に十分配慮するとともに、地方の実情を十分に踏まえた制度設計とすることが何より重要である。

については、国において、次の事項について実現を図るよう強く求める。

○制度の円滑な導入について

今回の新たな給付制度については、制度の具体的な内容が十分に示されない中で議論が拙速に進められており、多くの不安や懸念の声が上がっている。

市長の間でも、制度に関する正確な情報が十分に行き渡っていない状況であり、国民にとってはなおさらではないかと考える。

今回の制度は新たに創設されるものであり、円滑に導入するためには、何よりも国民の十分な理解を得ることが不可欠。

国は、制度の意義や目的、具体的な仕組みについて、国民に対して十分な周知・広報を行うこと。

○実施主体について

今般示された案では、市町村が将来にわたり恒久的に給付事務を担うこととなるのではないかと、多くの市長からの強い懸念の声があがっている。

国と地方の役割分担については固定化せず、制度導入後も国において主体的に十分検討すること。

また、公金受取口座の登録を給付の要件とすることや、税情報等を共有・活用し、国自身が給付事務を直接執行する仕組みを構築できるよう検討し、その実現に向けた具体的な道筋を示すこと。

さらに、これまで個別の政策目的に応じて繰り返し実施されてきた各種給付についても、今回の恒久的な制度を契機に、国においてその在り方を十分に検討し、必要な給付については、国が主体となって実施する展望を示すこと。

○給付事務について

給付事務は、過去の例から見ても、相当大きな事務負担を生じさせることが想定される。

特に、小規模自治体においては、事務を担う人材の確保は容易ではない。そもそも、通常の行政サービスを維持することさえ困難になりつつある中で、新たな事務が加わることにより、その事務を担う人材を確保できるのか、強く危惧している。そのための必要な方策についても、国として十分に検討すること。

(事務負担の軽減)

給付の支給回数は年度当たり1回とすること。

住民税情報のみでは把握できない非課税者への対応について、多くの事務負担が生じることが予想されるため、市町村に新たな情報の把握や収集を求めることのないような仕組みとすること。

(給付支援システム)

国が検討している給付支援サービスについては、利用できない市町村が出てくるとも想定される。システムの構築等に当たっては、市町村の実情を十分踏まえるとともに、市町村が独自で行うシステム開発・改修費や委託費などの経費負担が生じることも含めて検討することが重要。

給付事務に必要な事務費やシステム改修に要する経費については、全額を国の負担とすること。

(給付額決定後の取扱い)

給付額の決定後に住民税データ等が修正された場合の対応については、市町村における給付事務の円滑な執行の観点から、事務負担を軽減する方策を講じること。

○国における相談体制の構築について

国が国民からの相談に対応できるよう、コールセンターを設置すること。コールセンターにおいては、税情報等を活用し、対象者への該当の有無や給付額等に関する具体的な問合せに対応できる体制を整備すること。

○公金受取口座の改善について

公金受取口座については、国において登録率の向上を強力に推進するとともに、登録済み口座情報の更新・最新化についても十分周知を行うこと。

また、登録されている公金受取口座が現在も有効であるかどうかの確認は国の責任において対応すること。

○子どもに係る加算について

子どもに係る加算については、円滑な給付が可能となるよう、児童手当等の既存制度を活用して対応することなどを検討するとともに、仮に本制度において加算を行う場合には、市町村の事務負担を軽減するための方策を検討すること。

○飲食料品に係る消費税率の時限的な引下げについて

消費税は、社会保障制度を支える重要な財源であり、その税収の約4割は、地方税や地方交付税の原資として、医療、介護、子ども・子育て支援など、住民生活に欠かすことのできない行政サービスを支えている。

飲食料品に係る消費税率の時限的な引下げに際しては、地方の減収に対して、地方交付税原資の減少分も含め必要な財源を確実に措置するとともに、地方財政運営に支障が生じることのないよう万全の対応を講じること。

○財政負担について

(財政負担についての基本的な考え方)

給付付き税額控除制度に係る財政負担については、現時点において、制度の「規模」も「財政負担の割合」も示されておらず、地方にどの程度の負担が生じるのか明らかでない状況。

このような中で財政負担に関する議論が拙速に進められていることは、到底納得できるものではなく、具体的な内容が示されないまま議論を進めることは困難。多くの市長から強い懸念の声があがっている。

仮に、財政負担について、地方が役割を担うこととなった場合には、都市自治体の行政サービスに支障をきたし、住民生活に深刻な影響が及ぶことが懸念される。

国が、しっかりと必要な財源を確実に措置することは当然であり、国として、地方が提供する社会保障サービスをはじめとした各種行政サービスに支障が生じることがないように、必要な財源を確実に措置すること。

(不交付団体に対する財政措置)

本格導入について普通交付税措置を講じるという提案については、普通交付税が交付されない不交付団体は、既存の事業を切り詰めることとなるなど、行政サービスに支障が生じ深刻な事態となる。不交付団体に対する的確な財政措置を講じること。

加えて、都市自治体において給付事務を円滑かつ的確に執行するためには、国において地方の財政負担の全額について必要な財源を確実に措置するとともに、措置の内容がはっきりと地方団体に見える形で示すこと。

(先行給付に係る財政措置)

先行給付については、令和８年度中から準備に着手する必要がある一方、限られた時間の中で制度の理解、システム対応、執行体制の構築等を同時並行で進めることとなるとともに、制度の運用後も地方団体において相当の混乱と事務負担が生じることが想定される。

特に、令和９年度の予算措置の目途が立たなければ、先行給付の執行が間に合わない事態となることから、都市自治体が令和９年度の先行給付事務を円滑に開始できるよう、財政措置を早期に明確にすることが不可欠。

そのため、令和９年度及び令和１０年度の給付付き税額控除制度に係る給付事務を担う不交付団体を含めた市町村の財政負担については、国が責任を持ってその全額を措置すること。

(「就労促進」を推進するために必要な財政措置)

給付付き税額控除制度は、「就労促進」を図る喫緊の重要課題に対応するために創設されるものであり、市町村においても就労促進施策を推進する必要がある。そのため、市町村における「就労促進」を推進するために必要な財政措置を講じること。